

第2 障がいのある人の状況

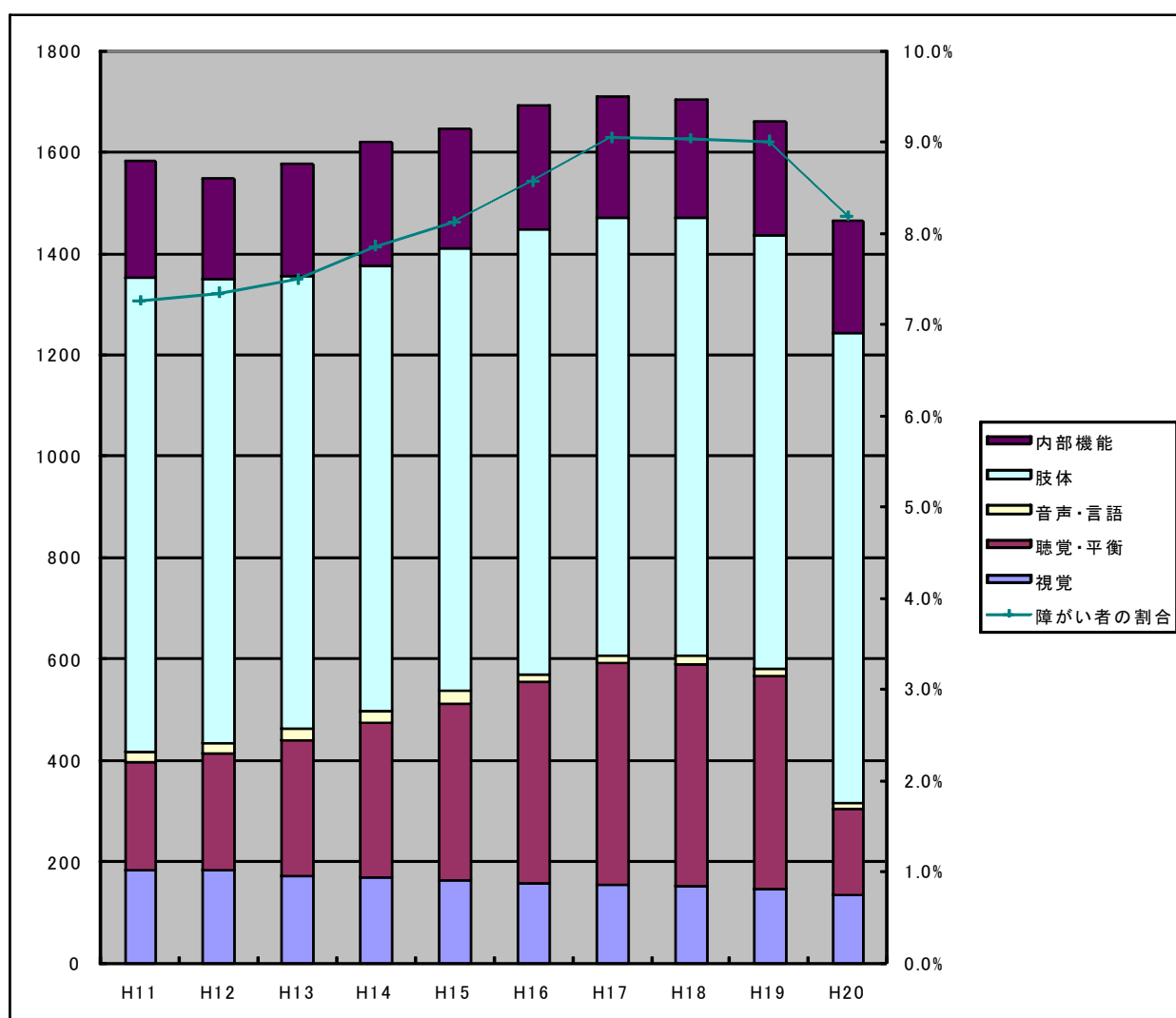
1 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）

平成20年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は1,462人となっており、本市の人口の約8.2%のかたが身体障害者手帳を所持していることとなります。

(単位:人)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
視覚	179	180	169	167	161	154	152	150	142	132
聴覚・平衡	214	230	268	304	349	398	436	437	420	168
音声・言語	20	22	23	24	24	15	16	16	17	14
肢体	936	915	893	878	873	878	864	865	853	926
内部機能	231	197	221	244	237	248	241	236	225	222
合計	1,580	1,544	1,574	1,617	1,644	1,693	1,709	1,704	1,657	1,462
障がい者の割合	7.3%	7.3%	7.5%	7.9%	8.1%	8.6%	9.0%	9.0%	9.0%	8.2%
総人口	21,765	21,026	21,011	20,585	20,238	19,762	18,899	18,861	18,396	17,859



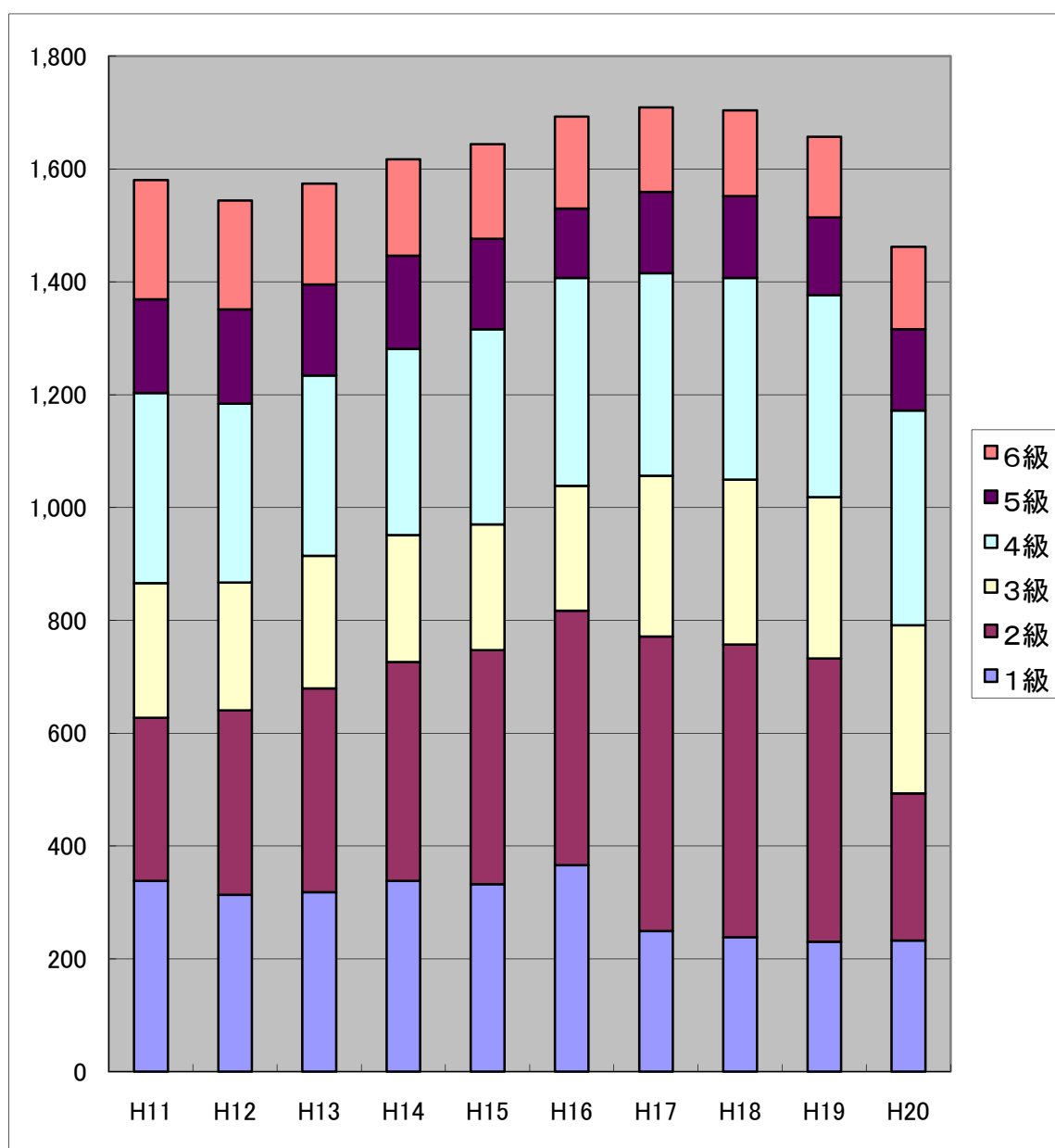
資料：福祉課

(2) 障がい等級別

障がい等級別の内訳は、1級が232人、2級が261人、3級が298人、4級が381人、5級が144人、6級が146人となっています。

(単位：人)

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
等級別合計	1級	338	313	318	338	332	366	249	238	230	232
	2級	289	327	361	388	415	451	522	519	502	261
	3級	239	227	235	225	223	221	285	292	286	298
	4級	337	317	320	330	346	369	359	358	358	381
	5級	166	167	161	165	160	123	144	145	138	144
	6級	211	193	179	171	168	163	150	152	143	146
合計		1,580	1,544	1,574	1,617	1,644	1,693	1,709	1,704	1,657	1,462



資料：福祉課

2 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳所持者数

平成20年度末現在の療育手帳所持者数は149人となっており、本市の人口の約0.83%のかたが療育手帳を所持してことになります。平成11年度から平成20年度までの年次推計を見ると、所持者数については減少傾向となっていますが、人口に占める割合については横ばい状態となっています。

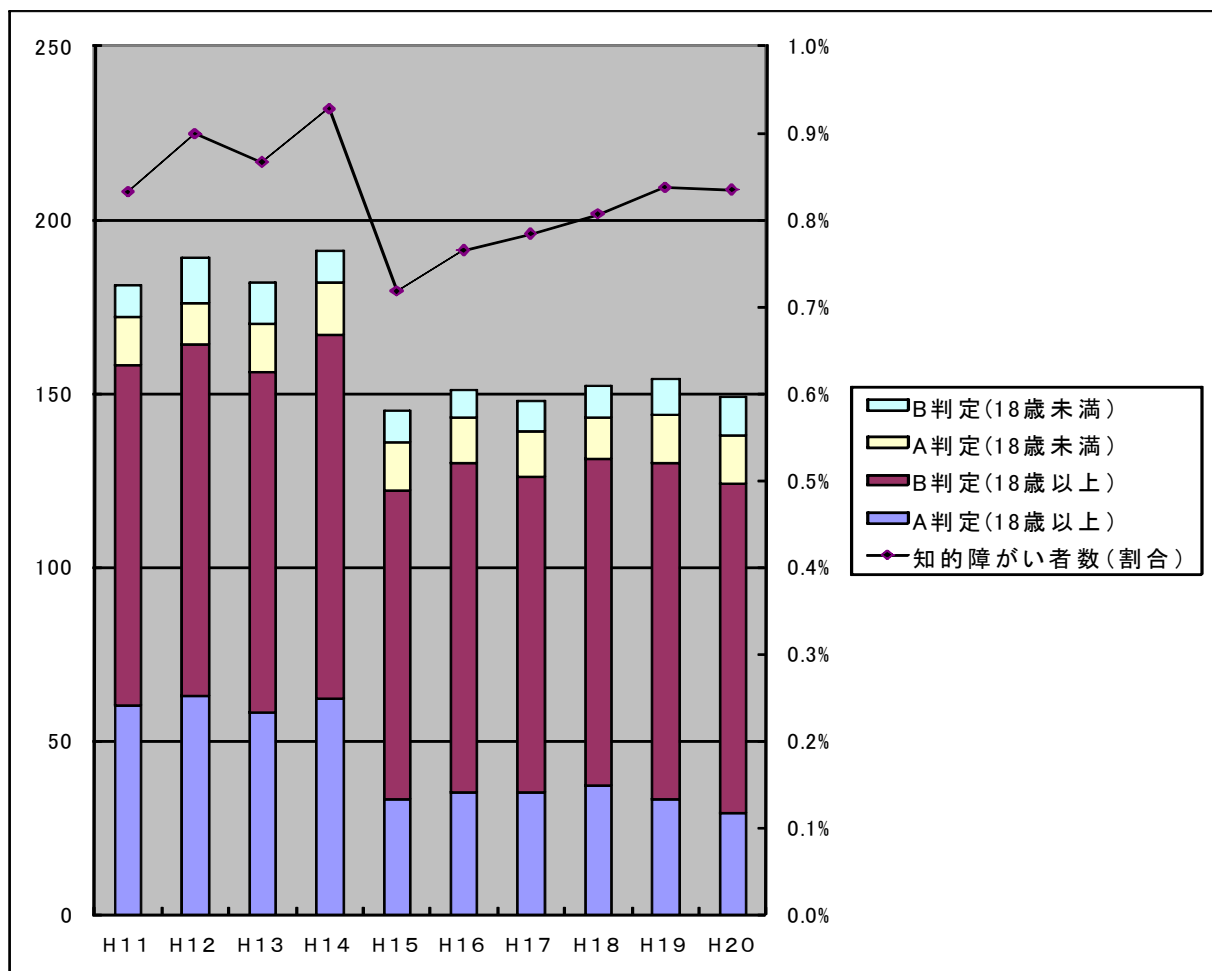
(2) 障がい程度別

障がい程度別の内訳は、A判定が43人、B判定が106人となっております。

平成11年度から平成20年度までの年次推移を見るとA判定、B判定ともに減少傾向になっています。

(単位：人)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
A判定(18歳以上)	60	63	58	62	33	35	35	37	33	29
B判定(18歳以上)	98	101	98	105	89	95	91	94	97	95
A判定(18歳未満)	14	12	14	15	14	13	13	12	14	14
B判定(18歳未満)	9	13	12	9	9	8	9	9	10	11
知的障がい者数(割合)	0.83%	0.90%	0.87%	0.93%	0.72%	0.76%	0.78%	0.81%	0.84%	0.83%
知的障がい者数	181	189	182	191	145	151	148	152	154	149
総人口	21,765	21,026	21,011	20,585	20,238	19,762	18,899	18,861	18,396	17,859



資料：福祉課

3 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成20年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は89人となっており、本市の人口の約0.50%のかたが精神障害者保健福祉手帳を所持していることになります。

平成11年度から平成20年度までの年次推計を見ると、所持者数、人口に占める割合ともに増加傾向となっています。

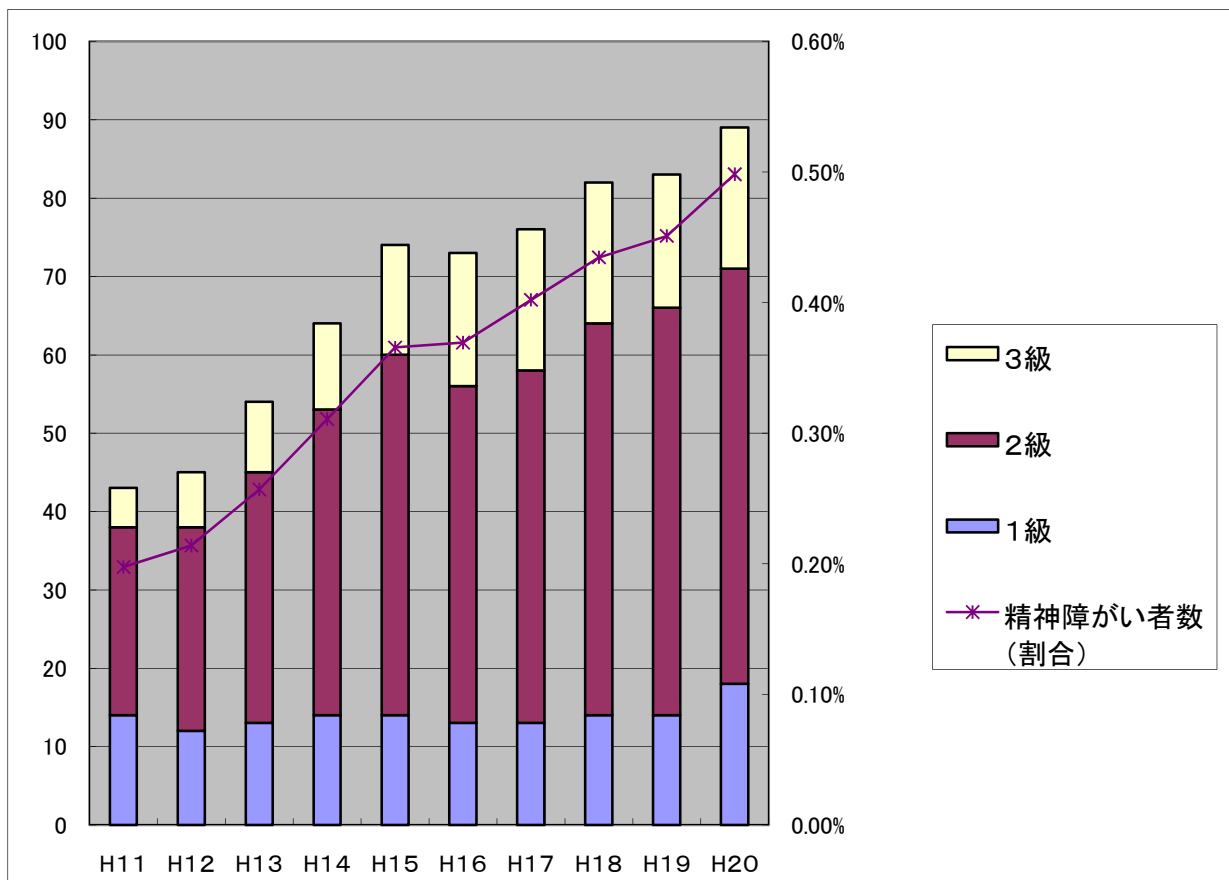
(2) 障がい等級別

障がい等級別の内訳は、1級が18人、2級が53人、3級が18人となっています。

平成11年度から平成20年度までの年次推移を見ると全ての等級で増加傾向になっています。

(単位：人)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1級	14	12	13	14	14	13	13	14	14	18
2級	24	26	32	39	46	43	45	50	52	53
3級	5	7	9	11	14	17	18	18	17	18
合計	43	45	54	64	74	73	76	82	83	89
精神障がい者数(割合)	0.20%	0.21%	0.26%	0.31%	0.37%	0.37%	0.40%	0.43%	0.45%	0.50%
総人口	21,765	21,026	21,011	20,585	20,238	19,762	18,899	18,861	18,396	17,859



資料：北海道空知保健福祉事務所

4 発達障がい（※1用語解説参照）のある人の状況

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症（※2参照）、アスペルガー症候群（※3参照）その他の広汎性発達障がい（※4参照）、学習障がい（※5参照）、注意欠陥多動性障がい（※6参照）などの障がいを持つ方に対して、心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための早期発達支援、並びに発達障がいの早期発見が国、地方公共団体の責務とされたところであります。

しかしながら、その実態を把握することは困難な状況となっています。本市においては、3・4カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査などの場を通じて発達障がいの早期発見に努め適切な支援の推進を図っています。

「第2 障がいのある人の状況」における用語解説

※1 発達障がい

…一般的に、乳児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障がいを指す概念。

※2 自閉症

…社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障がいの一種、先天性の脳機能障がい、認知障がい。

※3 アスペルガー症候群

…知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。広汎性発達障がいに分類される。

※4 広汎性発達障がい

…対人・コミュニケーション・行動などが定型的に発達していないことより生ずる障がいのこと。

※5 学習障がい（LD）

…基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

※6 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの機能不全があると推論される。